

## 平田社会保険労務士事務所 一般事業主行動計画

所員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～ 令和9年10月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 所定外労働を削減するため、ノー残業デイを各人週1回設定し、実施する。

<対策>

- 令和4年11月 ～ 所定外労働の実態を調査する。
- 令和4年12月 ～ 業務内容や業務分担の見直しを行う。
- 令和5年 1月 ～ ノー残業デイを設定し周知する。

目標2： 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

- 令和4年11月 ～ 有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和4年12月 ～ 取得状況の取りまとめや、取得促進のための取り組みを開始する。
- 令和5年 1月 ～ 計画的に有給休暇の取得を実施する。